



よくあるご質問



Q. 申請書を持参する場合は総合支所の窓口でも受付できますか？

A. 総合支所の窓口では対応していません。郵送で送っていただくか、区役所本庁（芝公園）の7階教育委員会事務局（教育長室）までお持ちください。

Q. 年度途中で区外に転出した場合、いつまで補助を受けることができますか？

A. 原則、転出日の前日まで港区の補助対象となります。

Q. 区外の私立幼稚園を利用していますが、補助金の対象となりますか？

A. 港区に住民登録のある方でしたら、区外の私立幼稚園に通われていても港区の補助金の対象となります。

Q. 保護者のいずれか（父・母）が大使館等勤務のため課税証明書を取ることができません。どうしたらいいですか？

A. 園児の属する世帯の構成及び収入等について把握するため、以下の書類を大使館に証明（公印付き）してもらったうえで添付してください。
① 園児の氏名、生年月日、住所
② 園児の家族全員の氏名、生年月日、住所、続柄
③ 園児の家族の収入（令和5年及び令和6年分）※日本円換算

Q. 海外にいたため、令和6年度及び令和7年度の課税証明書等を取ることができません。どうしたらいいですか？

A. 令和5年及び令和6年一年間の所得を証明できるもの（給与明細等）のコピーを提出してください。

Q. バス代、PTA費及び制服代は補助対象ですか？

A. 補助の対象は、保育料や教材費、冷暖房費、施設整備費であり、バス代等の実費徴収するものについては、対象外です。

Q. 保護者のいずれか（父・母）が単身赴任等で港区内にいませんが、追加で提出しなければいけない書類等がありますか？

A. 令和7年1月1日時点で港区内にいない場合には所得確認書類が必要です。

私立幼稚園等へ通う港区在住園児の保護者のみなさんへ



令和7年度 補助金のお知らせ

令和7年度から申請手続きが変わり、**申請書1枚**で
保育料等・預かり保育料・副食費の補助金申請ができるようになりました！



1. 各種補助金について

(1) 保育料等に対する補助金

幼児教育・保育無償化により開始した、私立幼稚園（私学助成園）等に支払った保育料等に対する補助事業です。また、入園年度の1回に限り**入園料補助として30,000円（上限）**を上乗せします。

保育料等に対する補助金額表

区分	区市町村民税所得割課税	補助金額（月額）		
		第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護世帯	48,900円	48,900円	48,900円
B	区民税非課税世帯 又は区民税所得割非課税世帯	45,900円 【48,900円】	48,900円	48,900円
C	所得割課税額 77,100円以下の世帯 （年収約360万円以下）	38,800円 【45,900円】	43,800円 【48,900円】	48,900円
D	所得割課税額 211,200円以下の世帯 （年収約680万円以下）	33,400円	38,700円	48,900円
E	所得割課税額 211,201円以上の世帯 （年収約680万円以上）		36,100円	48,900円

- ▶ 幼児教育無償化に係る国の施設等利用費（25,700円）に、都区の保育料補助金（7,700円～23,200円）を合算した金額です。
- ▶ 保育料のほか、園則で規定されている暖房費・教材費・施設整備費も補助対象です。
- ▶ 【】内は、ひとり親世帯等の金額です。（ひとり親世帯等については、※注意事項を参照）

	上期	下期
支給対象月	4月～9月分	10月～3月分
交付（振込）時期	11月末～12月上旬	3月末～4月上旬

- 補助金の交付（振込）は年2回に分けて振り込みます。

※注意事項

ひとり親世帯等とは・・・

- 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
 - 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
 - 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
 - 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者
 - その他区長が①に準ずる程度に困窮していると認める者
- ※ ③～⑦は、在宅の者に限る

(2)【該当者のみ】預かり保育料に対する補助金

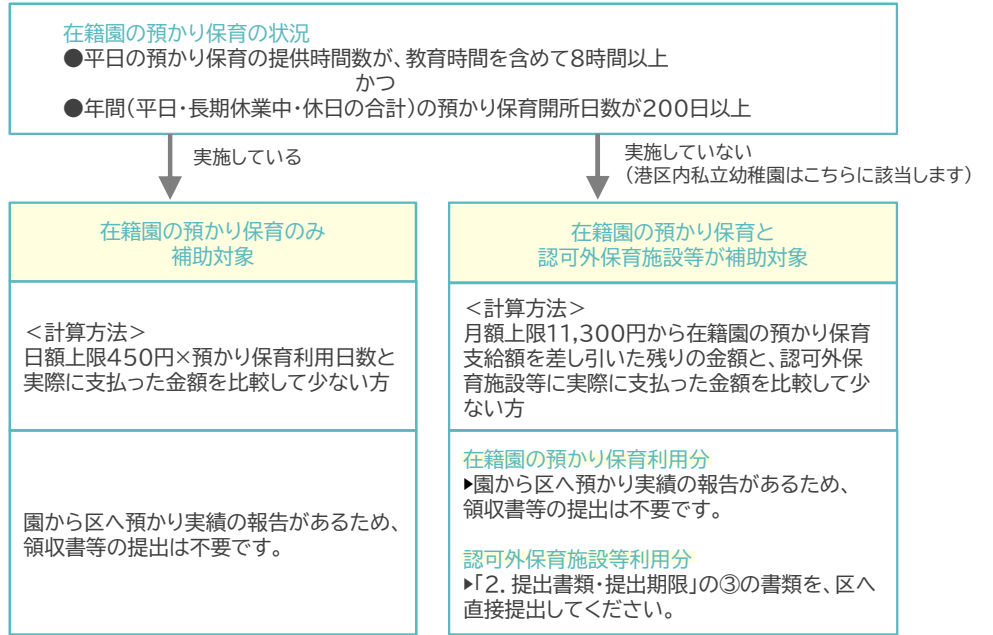
私立幼稚園の教育時間終了後等に利用する預かり保育の利用料に対する補助事業です。
在籍している幼稚園が、預かり保育事業を教育時間含めて8時間以上又は200日以上実施していない場合は、在籍している幼稚園以外に利用された認可外保育施設等※1の利用料を併用し給付を受けることができます。

※1 補助対象となる認可外保育施設等は無償化対象施設に限りです。
無償化対象施設かどうかは右記HPからご確認ください。
港区HP>子ども・家庭・教育>子ども・家庭>子育て支援施設
>幼児教育・保育の無償化ページ内の「特定子ども・子育て支援施設等の確認について」



対象者:2号認定を受けている方

<預かり保育料に対する補助金額>月額上限11,300円(日額上限450円)



	上期	下期
支給対象月	4月～9月分	10月～3月分
交付(振込)時期	11月末～12月上旬	5月下旬

- 補助金の交付(振込)は年2回に分けて振り込みます。
- 補助金は、保育料等に対する補助金と同じ申請者名義の口座へ振り込みます。
- 対象者には個別に交付決定通知を送付します。
- 満3歳児で課税世帯であっても、預かり保育事業に対する補助金が対象になる場合があります。詳しくは「3. 問い合わせ・提出先」の担当者までご連絡ください。



(3)【該当者のみ】給食費のうち副食費に対する補助金

私立幼稚園で提供されている給食費のうち副食費(給食のうち主食以外のおかず等)に対する補助事業です。

対象者:所得割課税額77,100円以下(年収約360万円以下)の世帯又は対象園児が第2子以降の世帯

<副食費に対する補助金額>月額上限 4,900円

支給対象月	4月～3月分(1年間分)
交付(振込)時期	5月下旬

- 補助金の交付(振込)は年1回の振り込みです。
- 副食費の金額は、港区から各私立幼稚園に確認するため、領収書等の提出は不要です。
- 補助金は、保育料等に対する補助金と同じ申請者名義の口座へ振り込みます。
- 対象者には個別に交付決定通知を送付します。



2. 提出書類・提出期限

マイナンバーカードをお持ちの方はオンライン申請が可能です。
申請書を紙で提出される場合は、「3. お問い合わせ」まで郵送またはご持参ください。

①全員

施設等利用費及び港区私立幼稚園等園児保護者補助金交付申請書

① ②のオンライン
申請はコチラ



②該当者のみ

4月～8月分 保護者補助金	令和6年度の住民税課税(非課税)証明書 ※令和6年1月2日以降、港区に転入された方のみ提出が必要です。
9月～3月分 保護者補助金	令和7年度の住民税課税(非課税)証明書 ※令和7年1月2日以降、港区に転入された方のみ提出が必要です。

- ▶ 住民税課税(非課税)証明書は、1月1日に住民登録のあった自治体で取得できます。
- ▶ 住民税課税(非課税)証明書は、特別徴収税額の通知書(写)及び特別区民税・都民税納税通知書(写)の提出をもって代えることができます。

① ② の提出期限 令和7年7月31日(木)

③2号認定で認可外保育施設等を利用した方のみ

「特定子ども・子育て支援提供証明書」又は利用日数や利用料が分かる領収書等

③ のオンライン
申請はコチラ



③ の提出期限

前期分(4月～9月分) 令和7年10月20日(月)

後期分(10月～3月分) 令和8年4月20日(木)

3. お問い合わせ

〒105-8511 港区芝公園1-5-25(区役所7階)
港区教育委員会事務局 教育長室 私立幼稚園担当 宛て
受付時間:平日8:30～17:15 電話:03-3578-2111(内線2712)

